

随意契約の状況		担当課：政策推進課		
		契約日：令和5年8月10日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
資産管理ソフトウェアの保守ライセンス更新	資産管理ソフトウェアの保守ライセンス更新	令和5年9月1日 ～ 令和6年8月31日	函館インフォメーション・ネットワーク株式会社 代表取締役 木村 由香里 函館市本町7番21号	3,431,890 (311,990) <予定価格> 3,584,922 (税込)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>上記業者は、既存システムの構築業者であり、初期導入時に設定を行っており、保守ライセンスの購入にあたっては、調達先により価格変動がない商品であること加えてメーカーへのサポート延長手続き並びに機器への設定を行うにあたり、既存システムの構成・設定内容等を熟知していることから、既存システムの構築業者以外での設定及びサポートが不確実であり、同一の者以外の者に保守業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあることから、「特殊あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とするもので、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合」に該当すると判断されます。</p> <p>従って「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しない」ことから競争入札に付する性質のものではないため（八雲町随意契約ガイドライン 第2 随意契約ガイドライン 2 政令第2号）に該当することから一者随意契約としました。</p>				
<p>根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第234条第2項 ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・ 八雲町財務規則第140条第2項第1号 				